

(仮称) 三次市糸井太陽光発電事業

環境影響評価方法書についての

意見の概要と事業者の見解

令和 7 年 1 月

パシフィコ・エナジー富士三次合同会社

目次

第1章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧	1
1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧	1
(1) 公告の日	1
(2) 公告の方法	1
(3) 縦覧場所	1
(4) 縦覧期間	1
(5) 縦覧者数	2
2. 環境影響評価方法書についての説明会の開催	2
3. 環境影響評価方法書についての意見の把握	2
(1) 意見書の提出期間	2
(2) 意見書の提出方法	2
(3) 意見書の提出状況	2
第2章 環境影響評価方法についての意見の概要及び事業者の見解	3

1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

(1) 公告の日

(2) 公告の方法

また、下記の方法により、方法書の縦覧及び説明会の開催について、お知らせを行った。

令和6年11月10日発行「広報みよし11月号」に掲載した（別紙2参照）。

以下のホームページに令和6年11月19日（火）より掲載した。

- ・三次市ホームページ（別紙 3-1 参照）

<https://www.city.miyoshi.hiroshima.jp/soshiki/20/26039.html>

- ・広島県ホームページ（別紙 3-2 参照）

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/eco/miyoshitaiyoukouhouhousyo.html>

- ・パシフィコ・エナジー株式会社ホームページ（別紙 3-3 参照）

<https://www.pacificoenergy.jp/news/detail/20241119/>

(3) 縦覧場所

関係地域を対象に、以下に示す5箇所にて縦覧を実施した。

- ・三次市環境政策課（三次市十日市中二丁目 8 番 1 号）
- ・神杉コミュニティセンター（三次市高杉町 1684 番地 1）
- ・田幸コミュニティセンター（三次市大田幸町 342 番地 5）
- ・広島県北部厚生環境事務所環境管理課（広島県三次庁舎第 3 庁舎 3 階）
（三次市十日市東四丁目 6-1）
- ・広島県環境保全課（広島県庁南館 3 階）（広島市中区基町 10-52）

また、パシフィコ・エナジー株式会社のホームページにおいて、インターネットの利用による電子縦覧を行った（別紙 3-3 参照）。

(4) 縦覧期間

- ・縦覧期間：令和6年11月19日（火）から令和6年12月18日（水）まで

- ・縦覧時間：各施設の開庁日の開庁時間に準じた。

(5) 縦覧者数

縦覧者数（縦覧者名簿記載者数）は5名であった。

2. 環境影響評価方法書についての説明会の開催

「環境影響評価法」第7条の2の規定に基づき、方法書の記載事項を周知するための説明会を開催した。

開催場所、開催日時及び来場者数は表 1-1 に示すとおりである。

表 1-1 開催場所、開催日時及び来場者数

	開催日時	開催場所	来場者数
第1回	令和6年11月27日(水) 19時～21時	田幸コミュニティーセンター 2階講義室	8名

3. 環境影響評価方法書についての意見の把握

「環境影響評価法」第8条の規定に基づき、環境の保全の見地から意見を有する者の意見（以下、「意見書」という。）の提出を受け付けた。

(1) 意見書の提出期間

令和6年11月19日（火）から令和7年1月10日（金）まで
（郵送での受付は、当日消印有効とした。）

(2) 意見書の提出方法

方法書に対する環境の保全の見地からの意見は、以下の方法により受け付けた。

- ①パシフィコ・エナジー富士三合同会社への書面の郵送
- ②方法書縦覧場所に設置した意見書箱への投函
- ③住民説明会会場での提出

(3) 意見書の提出状況

提出された意見書の総数は1通3件であった。

第2章 環境影響評価方法についての意見の概要及び事業者の見解

「環境影響評価法」第8条第1項の規定に基づいて、当社に対して意見書の提出により述べられた環境の保全の見地からの意見は1通3件であった。

「環境影響評価法」第9条及び「電気事業法」第46条の6第1項の規定に基づく、環境影響評価方法書についての意見の概要並びにこれに対する当社の見解は、表2-1に示すとおりである。

表 2-1 環境影響評価方法書について述べられた意見の概要と事業者の見解

No.	一般の意見の概要	事業者の見解
1	図 2.2-6 (1)、(2) 排水ルートと流下方向の黄色線が3箇所しか確認できない。 およそ9割以上の事業域で流水方向が記載漏れです。 ゴルフ場に太陽光パネルを張り占める事で保水力が大きく落ち排水の流れも相当変わります。手抜きでしょうか。 (千葉県在住)	図 2-2-6(1)雨水排水計画図(工事中)、(2)雨水排水計画図(完成後)に示した流下方向を付けた排水路は、新たな整地箇所からの排水ルートを指しています。方法書では、全ての排水路に流下方向を付していないため、準備書以降の図書には、排水路に排水方向を付して示すようにいたします。 また、事業計画の検討にあたっては、既存のゴルフ場の地形を可能な限り活用することにより改変を少なく致します。また、太陽光パネルの下は緑化により現状と同様の草地状にすることとしております。太陽光パネル1枚は畳1枚程度の大きさで、それぞれのパネル間に隙間を空けて設置しますので降雨水は1次的にパネルの上に落ちますが、パネル1枚毎に地表に落下しゴルフ場の時と同じように地表を流下あるいは地下に浸透することになる為、太陽光パネルの設置後でも保水機能はほぼ変わらないと考えられます。さらに、排水路は既存の水路を可能な限り利用するため、排水の流れが現状と大きく変わることはありません。 今後の事業計画の更なる検討においても、新設の排水施設も含めて適切に検討を行います。
2	2 OP 「(5) 水質汚濁に係る苦情の発生状況 北部・備北(三次市・庄原市)における令和4年度の水質汚濁に係る苦情の発生件数は、6件である。」とあります、もとより水質の影響	ご指摘の水質汚濁に係る苦情の発生件数(P34 3.1.2(5))は、方法書に記載のとおり、三次市及び庄原市を対象とした北部・備北地区での苦情発生件数を取りまとめたものとなります。なお、広島県に確認の結果、北部・備北

No.	一般の意見の概要	事業者の見解
	が出ている場所ですので相当の対応が必要ですが、具体的な記載が数か所の排水口だけですが足りる計算結果がありません。 (千葉県在住)	(三次市・庄原市)における苦情6件は全て庄原市で発生したとのことです。 本図書は方法書となり、この図書に記載した調査・予測・評価手法に基づき、現地調査を実施した上で、事業の影響を予測し、評価を行い、環境影響評価準備書(以下、「準備書」という。)において、その結果をお示しいたします。この検討過程において、必要に応じて環境保全措置を検討し、環境影響の回避又は低減に努めてまいります。
3	表4-1(2)環境影響が懸念される内容と計画段階配慮書事項の概要評価の結果が「水質、土地の安定性、反射光、動物、植物、生態系、景観、産業廃棄物の」項目において「重大な影響は回避又は低減できる可能性が高いものと評価する。」とすべて同じであるのはコピーで未完成なのでしょうか。 (千葉県在住)	ご指摘の「表4.4-1 環境影響が懸念される内容と計画段階配慮事項の概要」は、本図書である方法書の前段階の手続きとなる配慮書段階の各環境要素の検討結果の概要となります。 配慮書段階の各環境要素について、既存資料等を対象とした調査及び予測、並びに、計画段階配慮事項を検討した結果は、方法書第4章に記載しており、これらの検討結果より、配慮書段階では、「重大な影響は回避又は低減できる可能性が高い」と評価したものととなります。 今後、方法書に記載した調査・予測・評価手法に基づき、現地調査を実施した上で、事業の影響を予測し、評価を行い、準備書において、その結果をお示しいたします。この検討過程において、必要に応じて環境保全措置を検討し、環境影響の回避又は低減に努めてまいります。

※各紙同一内容である。

朝日新聞（広島・呉版、備後版）

お知らせ（公 告）

環境影響評価法に基づき、「仮称三次市糸井太陽光発電事業（環境影響評価方法を次のとおり総覧します。また、同法に基づく説明会を開催します）」

一、事業者の名称 バシフコエナジー東土三次合同会社
代表者の氏名 代表社員 ビーイー・デベロップメント・ジー・ピー・エルエルシー
事務所所在地 東京都港区六本木三丁目2番1号
六本木グランドタワー三三階
バシフコエナジー東土三次合同会社
（仮称）三次市糸井太陽光発電事業
太陽電池
規 模 発電所出力
最大九万キロワット程度（交流）
三、対象事業実施区域 広島県三次市糸井地区周辺
四、縦覧の場所 三次市環境政策課、神杉コミュニティセンター、田幸コミュニティセンター、広島県北部厚生環境事務所環境管理課（広島県三次市吉野3丁舎3階）、広島県庁環境保全課（南館3階）
時 間 土・日・祝日を除く開庁時
電子総覧 <https://www.pacificoenergy.jp/news/detail/20241119/>
縦覧期間 令和六年十一月十九日（火）から令和六年十二月十八日（水）まで
五、意見書の提出 環境影響評価法に基づき、環境の保全の見地からの意見を所持する方は、書面（日本語）に住所、氏名、方法書の名称、意見（意見の理由を含む）を記入の上、縦覧場所に設置された意見書箱へ投函いただくか、左記の問い合わせ先へ郵送ください。
提出期日 令和七年一月十日（金）まで（消印有効）
六、説明会の開催日時及び場所 ※開催は二時間程度
十一月二十七日（水）十九時から
田幸コミュニティセンター（二階講義室）
（三次市大田幸町二四二番地五）
バシフコエナジー東土三次合同会社
（担当）吉川、丹生各
住 所 〒〇六〇〇〇三三
東京都港区六本木三丁目2番1号
六本木グランドタワー三三階
バシフコエナジー株式会社内
〇三（四五四〇）七九七七
（土・日・祝日を除く、午前九時から午後五時まで）
電 話

読売新聞（備後版、広島版）

お知らせ（公 告）

環境影響評価法に基づき、「仮称三次市糸井太陽光発電事業（環境影響評価方法を次のとおり総覧します。また、同法に基づく説明会を開催します）」

一、事業者の名称 バシフコエナジー東土三次合同会社
代表者の氏名 代表社員 ビーイー・デベロップメント・ジー・ピー・エルエルシー
事務所所在地 東京都港区六本木三丁目2番1号
六本木グランドタワー三三階
バシフコエナジー東土三次合同会社
（仮称）三次市糸井太陽光発電事業
太陽電池
規 模 発電所出力
最大九万キロワット程度（交流）
三、対象事業実施区域 広島県三次市糸井地区周辺
四、縦覧の場所 三次市環境政策課、神杉コミュニティセンター、田幸コミュニティセンター、広島県北部厚生環境事務所環境管理課（広島県三次市吉野3丁舎3階）、広島県庁環境保全課（南館3階）
時 間 土・日・祝日を除く開庁時
電子総覧 <https://www.pacificoenergy.jp/news/detail/20241119/>
縦覧期間 令和六年十一月十九日（火）から令和六年十二月十八日（水）まで
五、意見書の提出 環境影響評価法に基づき、環境の保全の見地からの意見を所持する方は、書面（日本語）に住所、氏名、方法書の名称、意見（意見の理由を含む）を記入の上、縦覧場所に設置された意見書箱へ投函いただくか、左記の問い合わせ先へ郵送ください。
提出期日 令和七年一月十日（金）まで（消印有効）
六、説明会の開催日時及び場所 ※開催は二時間程度
十一月二十七日（水）十九時から
田幸コミュニティセンター（二階講義室）
（三次市大田幸町二四二番地五）
バシフコエナジー東土三次合同会社
（担当）吉川、丹生各
住 所 〒〇六〇〇〇三三
東京都港区六本木三丁目2番1号
六本木グランドタワー三三階
バシフコエナジー株式会社内
〇三（四五四〇）七九七七
（土・日・祝日を除く、午前九時から午後五時まで）
電 話

中国新聞

お知らせ（公 告）

環境影響評価法に基づき、「仮称三次市糸井太陽光発電事業（環境影響評価方法を次のとおり総覧します。また、同法に基づく説明会を開催します）」

一、事業者の名称 バシフコエナジー東土三次合同会社
代表者の氏名 代表社員 ビーイー・デベロップメント・ジー・ピー・エルエルシー
事務所所在地 東京都港区六本木三丁目2番1号
六本木グランドタワー三三階
バシフコエナジー東土三次合同会社
（仮称）三次市糸井太陽光発電事業
太陽電池
規 模 発電所出力
最大九万キロワット程度（交流）
三、対象事業実施区域 広島県三次市糸井地区周辺
四、縦覧の場所 三次市環境政策課、神杉コミュニティセンター、田幸コミュニティセンター、広島県北部厚生環境事務所環境管理課（広島県三次市吉野3丁舎3階）、広島県庁環境保全課（南館3階）
時 間 土・日・祝日を除く開庁時
電子総覧 <https://www.pacificoenergy.jp/news/detail/20241119/>
縦覧期間 令和六年十一月十九日（火）から令和六年十二月十八日（水）まで
五、意見書の提出 環境影響評価法に基づき、環境の保全の見地からの意見を所持する方は、書面（日本語）に住所、氏名、方法書の名称、意見（意見の理由を含む）を記入の上、縦覧場所に設置された意見書箱へ投函いただくか、左記の問い合わせ先へ郵送ください。
提出期日 令和七年一月十日（金）まで（消印有効）
六、説明会の開催日時及び場所 ※開催は二時間程度
十一月二十七日（水）十九時から
田幸コミュニティセンター（二階講義室）
（三次市大田幸町二四二番地五）
バシフコエナジー東土三次合同会社
（担当）吉川、丹生各
住 所 〒〇六〇〇〇三三
東京都港区六本木三丁目2番1号
六本木グランドタワー三三階
バシフコエナジー株式会社内
〇三（四五四〇）七九七七
（土・日・祝日を除く、午前九時から午後五時まで）
電 話



自然にやさしい
環境づくり

三次市糸井太陽光発電事業 環境影響評価方法書の縦覧および説明会について

富士三次カントリークラブ跡地(糸井町周辺)で計画中の太陽光発電事業に関して、環境影響評価法に基づき、環境影響評価方法書の公表と縦覧および説明会が次のとおり行われます。

縦覧期間 11月19日(火)～12月18日(水) ※土日祝を除く

縦覧場所 市役所環境政策課、神杉コミュニティセンター、田幸コミュニティセンター、
広島県北部厚生環境事務所環境管理課(広島県三次庁舎第3庁舎3階)、
広島県環境保全課(広島県庁南館3階)

※11月19日(火)から、事業者のホームページでも縦覧できます。

意見書提出 住所、氏名、環境の保全の見地からのご意見等を記入のうえ、
縦覧場所の意見箱に投函または問い合わせ先へ郵送してください。

※令和7年1月10日(金)までの消印有効

説明会 11月27日(水)19時～21時予定

田幸コミュニティセンター 2階講義室(三次市大田幸町342-5)



事業者
ホームページ

問 縦覧に関すること

環境政策課環境政策係 ☎0824-62-6136 FAX0824-62-6397

問 方法書の内容、意見書の提出および住民説明会に関すること

パシフィコ・エナジー富士三次合同会社
〒106-0032 東京都港区六本木3-2-1六本木グランドタワー33階
☎03-4540-7977 担当:吉川、丹生谷

広島県三次市

MIYOSHI CITY

本文へ 文字サイズ 拡大 標準 背景色 白 黒 青

Foreign language やさしい日本語 読み上げ

SEARCH 情報をさがす

くらし・手続き

健康・福祉

観光・文化・スポーツ

子育て・教育

しごと・産業

市政

現在地

トップページ > 組織でさがす > 市民部 > 環境政策課 > (仮称)「三次市糸井太陽光発電事業」環境影響評価方法書の縦覧について

見たと

(仮称)「三次市糸井太陽光発電事業」環境影響評価方法書の縦覧について

(仮称)「三次市糸井太陽光発電事業」環境影響評価方法書の縦覧について

ページID : 0026039 更新日 : 2024年11月18日更新
印刷ページ表示

市内で計画中の太陽光発電事業に関して、環境影響評価法に基づき、環境影響評価方法書の公表および縦覧が次のとおり行われます。

対象事業実施区域

富士三次カントリークラブ跡地（糸井町周辺）

縦覧期間

11月19日（火曜日）から12月18日（水曜日）まで※土日祝を除く

縦覧場所

三次市環境政策課、神杉コミュニティセンター、田幸コミュニティセンター、広島県北部厚生環境事務所環境管理課（広島県三次庁舎第3庁舎3階）、広島県庁南館環境保全課（南館3階）
※事業者ホームページ <https://www.pacificoenergy.jp/news/detail/20241119/> <外部リンク>

意見提出方法

住所、氏名、環境の保全の見地からのご意見と理由を記入の上、縦覧場所の意見箱に投函または問い合わせ先へ郵送ください。
※令和7年1月10日（金曜日）までの消印有効

方法書の内容および意見書の提出に関すること

パシフィコ・エナジー富士三次合同会社
〒106-0032東京都港区六本木3-2-1六本木グランドタワー33階
電話：03-4540-7977 担当：吉川、丹生谷

このページに関するお問い合わせ先

市民部 環境政策課 環境政策係
〒728-8501 三次市十日市中二丁目8番1号
Tel : 0824-62-6136 Fax : 0824-62-6397
[メールでのお問い合わせはこちら](#)

いいね！ シェアする LINEで連絡

AI（人工知能）はこんなページをおすすめします

交際費執行状況（令和6年度）

過去の公務日程 令和6年8月

社会資本総合整備計画及び地域住宅計画(広島県内地域)の策定について

広島広域都市圏 関連事業・イベント情報

三次イノベーション会議-産学官連携推進支援事業

見つからないときは



三次市役所
法人番号7000020342092

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS
三次市はSDGに寄り添っています。

〒728-8501 広島県三次市十日市中二丁目8番1号
Tel : 0824-62-6111 (代表) Fax : 0824-62-6137 (代表)



開庁時間



庁舎案内



各課の連絡先

[サイトマップ](#) | [リンク・著作権](#) | [交通アクセス](#) | [個人情報保護](#) | [アクセシビリティ](#)

Copyright Miyoshi City. All Rights Reserved.

閲覧補助

検索

Language

防災情報

くらし・教育
・環境・文化

健康・福祉
・子育て

防災・安全

しごと・産業
・観光

まちづくり
・国際交流

県政情報

トップページ > ecoひろしま～環境情報サイト～ > (仮称) 三次市糸井太陽光発電事業 環境影響評価方法書の公表および縦覧について

ecoひろしま～環境情報サイト～

ecoひろしま

マスコットキャラクター
みんぼ

(仮称) 三次市糸井太陽光発電事業 環境影響評価方法書の公表および縦覧について

印刷用ページを表示する 掲載日：2024年11月19日

(仮称) 三次市糸井太陽光発電事業 環境影響評価方法書の公表および縦覧について

1 事業の概要

(1)事業の名称	(仮称) 三次市糸井太陽光発電事業
(2)事業者の名称	パシフィコ・エナジー富士三次合同会社
(3)事業の種類	太陽電池
(4)事業の規模	太陽電池発電所出力：最大 90,000kW 程度（交流）、135,000kW 程度（直流）（予定）
(5)事業実施区域	広島県三次市糸井町地区

2 縦覧期間及び場所等

縦覧場所	縦覧期間	縦覧時間
(1)三次市環境政策課	令和6年11月19日（火）から 令和6年12月18日（水）	土日祝日を除く開庁時
(2)神杉コミュニティセンター		
(3)田幸コミュニティセンター		
(4)広島県北部厚生環境事務所環境管理課（広島県三次庁舎第3庁舎3階）		
(5)広島県庁環境保全課（南館3階）		

3 住民説明会

令和6年11月27日（水）19:00～

田幸コミュニティセンター 2階講義室

4 インターネットによる方法書の公表

環境影響評価方法書は事業者のホームページでも公表しています。

[\(仮称\) 三次市糸井太陽光発電事業 環境影響評価方法書の公表および縦覧について](#)

5 意見書の提出について

環境影響評価方法書について、環境の保全の見地からの意見を有する方は、令和7年1月10日（金）までに、事業者あてに意見書を提出することができます。

（問い合わせ・意見提出先：〒106-0032 東京都港区六本木3-2-1 六本木グランドタワー33階
パシフィコ・エナジー富士三次合同会社

環境アセス・景観のトップページへ

このページに関するお問い合わせ先

環境保全課

〒730-8511 広島市中区基町10番52号
瀬戸内海環境戦略グループ
電話：082-513-2925

環境行政情報

① 環境関係窓口の御案内

② 環境に関する計画

③ 環境白書・データ集

④ 環境保全関係規程

⑤ 公害審査会

⑥ 環境行政情報の一覧を見る

環境学習

① 環境学習講師

② 県民

③ 事業者

④ こども

地球環境

① 地球温暖化

② マイバグ運動

③ エコアクション21

④ オゾン層保護

⑤ フロン回収

⑥ 地球環境の一覧を見る

瀬戸内海の窓

① 瀬戸内海の保全

② せとうち海援隊

③ 生物調査

④ 干潟情報

大気・水・土壌環境

① 大気

② 水質

③ 騒音・振動

④ 悪臭

⑤ 土壌汚染

⑥ 大気・水・土壌環境の一覧を見る

廃棄物・リサイクル

① リサイクル

② 一般廃棄物

③ 産業廃棄物

④ 不法投棄

⑤ 産業廃棄物埋立税

⑥ 廃棄物・リサイクルの一覧を見る

環境アセス・景観

① 環境アセスメント

② 景観情報

化学物質

8

2024.11.19



(仮称) 三次市糸井太陽光発電事業 環境影響評価方法書の公表および縦覧について

当社は、環境影響評価法に基づき、「(仮称) 三次市糸井太陽光発電事業 環境影響評価方法書」(以下、方法書)を以下の通り公表し、縦覧を行います。

- ・方法書は、令和6年11月19日(火)から令和6年12月18日(水)まで閲覧することができます。ただし、印刷およびダウンロードはできません。
- ・「私的使用のための複製」や「引用」など、著作権上認められた場合を除き、無断で複製、販売、貸与、転用、他のホームページへの掲載等を行うことは、著作権法違反になる場合がありますのでご注意ください。
(以下の<方法書の公表>に示したリンクより閲覧いただけます。)

方法書の公表

表紙・目次

第1章 第一種事業を実施しようとする者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

第2章 対象事業の目的及び内容

第3章 対象事業実施区域及びその周囲の概況

3.1 自然的状況

3.2 社会的状況

第4章 第一種事業に係る計画段階配慮事項に関する調査、予測及び評価の結果

第5章 配慮書に対する経済産業大臣の意見及び事業者の見解

第6章 対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法

第7章 その他環境省令で定める事項

第8章 環境影響評価を委託した事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

資料編

要約書

意見書の様式

方法書の縦覧

縦覧場所

- ・三次市環境政策課
- ・神杉コミュニティセンター
- ・田幸コミュニティセンター
- ・広島県北部厚生環境事務所環境管理課(広島県三次庁舎第3庁舎3階)
- ・広島県庁南館環境保全課(南館3階)

縦覧期間

令和6年11月19日(火)から令和6年12月18日(水)

※いずれも、土日祝日を除く開庁時

意見書の提出

方法書について、環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、縦覧場所に備え付けの意見書に、住所・氏名・意見(意見の理由を含む)を日本語でご記入のうえ、縦覧場所に備え付けの意見書箱へご投函くださるか、令和7年1月10日(金)までに下記の問い合わせ先へ郵送(当日消印有効)にてご提出ください。

意見書の様式は上記からもダウンロードできます。

お問い合わせ先

〒106-0032 東京都港区六本木3-2-1 六本木グランドタワー33階

パシフィコ・エナジー富士三次合同会社(担当:吉川、丹生谷)

電話:03-4540-7977

受付時間:土日祝日を除く10:00~12:00、13:00~17:00

「(仮称)三次市糸井太陽光発電事業 環境影響評価方法書」

ご意見記入用紙

「(仮称)三次市糸井太陽光発電事業 環境影響評価方法書」について、環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、意見書に必要事項をご記入のうえ、縦覧場所に設置しました意見書箱にご投函頂くか、下記の住所宛に郵便にてお送りください。

○意見書の郵送先 〒106-0032 東京都港区六本木 3-2-1 六本木グランドタワー33 階
パシフィコ・エナジー富士三次合同会社 吉川、丹生谷 宛

○意見書の提出期限 令和7年1月10日(金)[当日消印有効]

「(仮称)三次市糸井太陽光発電事業 環境影響評価方法書」

意見書

令和 年 月 日

[illegible]

注：1. お名前、ご住所の記入をお願いします。

なお、本用紙の情報は、個人情報保護の観点から適切に取り扱い致します。

2. この用紙に書ききれない場合は、裏面又は同じ大きさ（A4 サイズ）の用紙をお使いください。